

青梅市友田町二丁目地区 急傾斜地崩壊対策事業説明会

令和5年10月11日（水）
東京都建設局河川部
西多摩建設事務所
青梅市都市整備部土木課
市民安全部防災課

急傾斜地崩壊危険区域の 指定について

- ① 土砂災害（がけ崩れ）とは
- ② 急傾斜地崩壊対策事業について
- ③ 区域の指定について

1

① 急傾斜地の崩壊（がけ崩れ）とは

- 集中豪雨などにより、斜面が突然崩れ落ちる現象
- 突発的で瞬時に崩れ落ちるため、逃げ遅れる人も多く致死率の高い災害



がけ崩れのおそれのある箇所
＜都内：約15,500カ所＞
（青梅市内：約1000カ所）
⇒全ての危険箇所に対策工事
を行うことは困難



2

① 近年の土砂災害

- (1) 檜原村（藤原地区）
- ✓ 平成19年9月6日発生
 - ✓ 台風9号に伴う大雨
（総雨量 600mm超）
 - ✓ 大規模な斜面崩壊
 - ✓ 崩壊規模：高さ約110m、
幅約65m



3

① 近年の土砂災害

(2) 奥多摩町（原地区）

- ✓ 平成23年5月30日7時50分頃 発生
- ✓ 台風2号・低気圧に伴う大雨（110mmを超える総雨量）
- ✓ 斜面崩壊：高さ約15m、延長約30m、倉庫損壊、都道通行止め



【都内の土砂災害発生状況】

発生年度	がけ崩れ	土石流	合計
令和元年度	20	5	25
令和2年度	5	0	5
令和3年度	1	0	1
令和4年度	0	0	0
令和5年度	0	0	0

【令和5年度の全国の土砂災害発生状況】

1,333件（内、がけ崩れは1,190件）(R5.9現在)

4

② 急傾斜地崩壊対策事業について

- 『急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律』（急傾斜地法）に基づき事業を実施
- 土地の所有者、管理者、占有者及び崩壊により被害を受ける恐れのある人は、その土地の保全に努めなければならない（法9条）
- 急傾斜地崩壊防止工事は、当該急傾斜地の所有者、被害を受けるおそれのある者等が施行することが困難又は不適当と認められる場合（法12条）

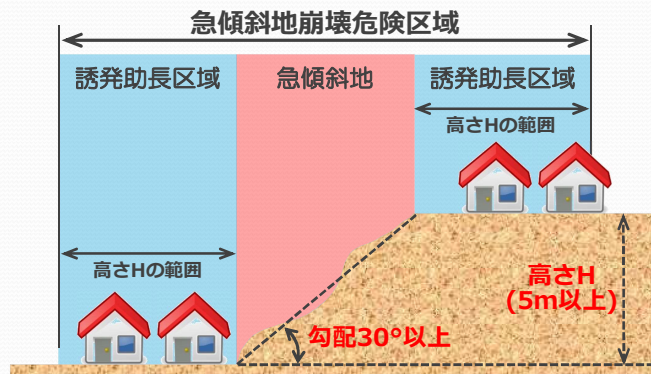


地元からの要望 ⇒ 東京都が施工する
※都道府県が実施するには条件（指定基準）あり

5

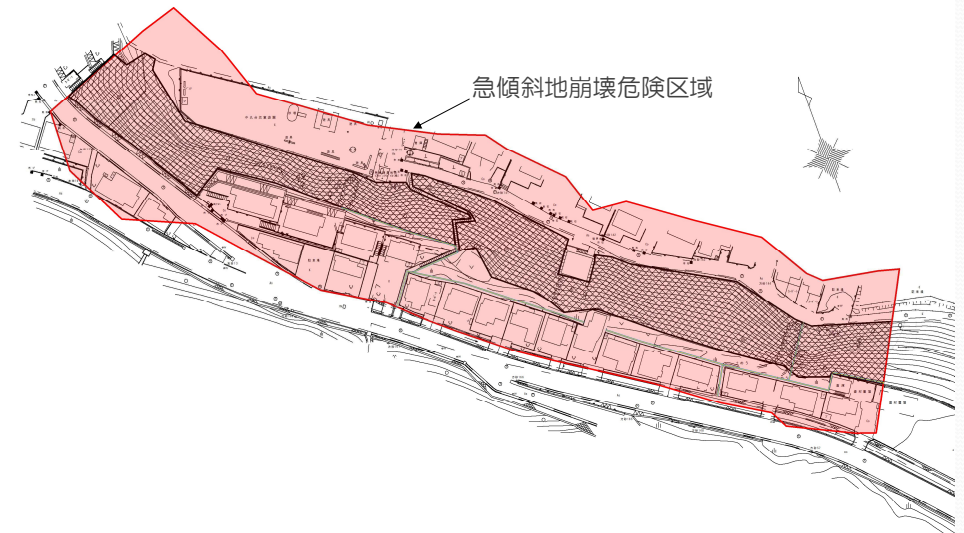
③ 急傾斜地崩壊危険区域の指定

- 『急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律』に基づき区域を指定
- 危険な斜面を『急傾斜地崩壊危険区域』に指定し、有害行為の制限、崩壊防止工事等の対策を推進



6

③ 急傾斜地崩壊危険区域の予定範囲



7

③ 急傾斜地崩壊危険区域に指定されると

- 標識の設置（法6条）
 - ✓ 区域の概要（標柱位置、地物など）
 - ✓ 指定時点の地番、建物形状
- 施設の管理
 - ✓ 点検による施設の破損等の確認
 - ✓ 補修などの管理
- 行為の制限
 - ✓ 有害行為の制限
 - ✓ 土地の保全等の勧告・改善措置の命令

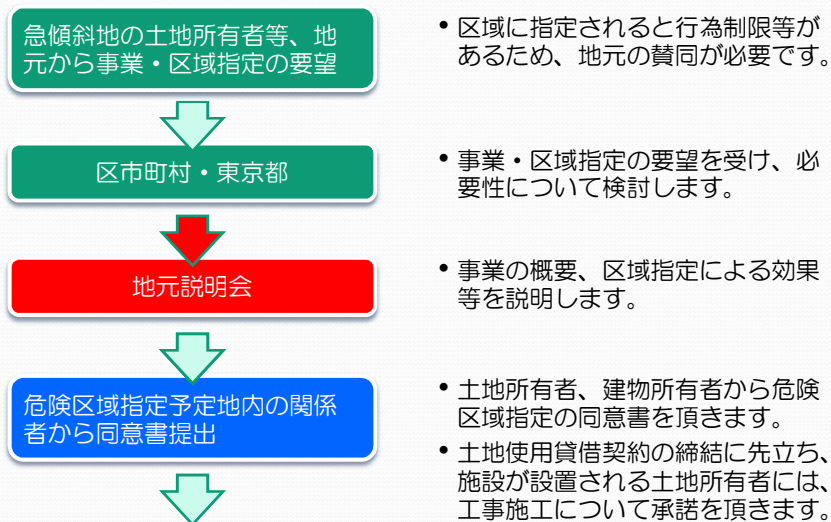


区域を示す標識

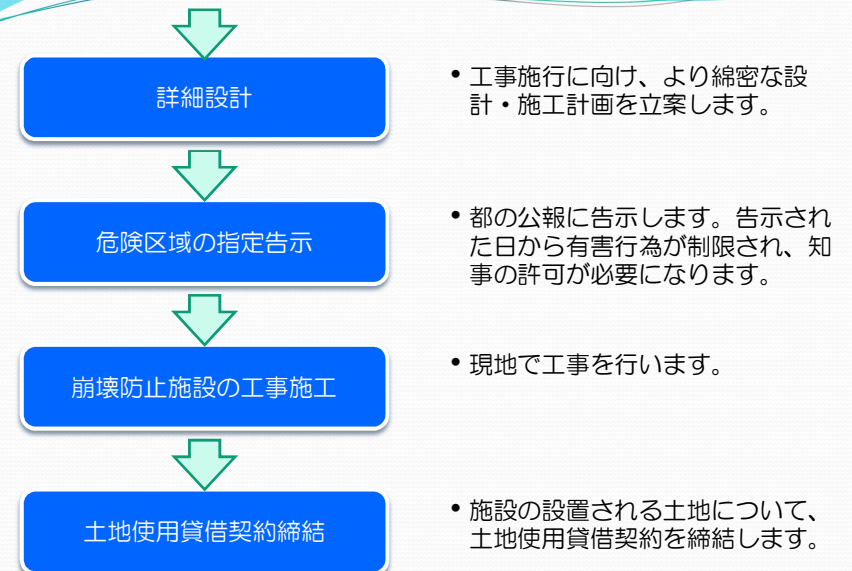
急傾斜地崩壊危険区域の指定の手順と効果について

急傾斜地崩壊危険区域の指定の手順
急傾斜地崩壊危険区域における行為の制限

急傾斜地崩壊危険区域の指定の手順



急傾斜地崩壊危険区域の指定の手順



急傾斜地崩壊危険区域における行為の制限

土地の所有者、管理者、占有者及び崩壊により被害を受ける恐れのある人は...

1. 有害行為の制限

- 水の浸透を助長する行為
- 急傾斜地崩壊防止施設以外の施設又は工作物の設置、改造
- 土地の切り盛り、掘削行為
- 立木や竹の伐採
- 木や竹を滑り下したり、地引による搬出
- 土砂の採取、集積
- その他、急傾斜地の崩壊を助長、誘発する行為で政令で定めるもの

2. 土地の保全・防災措置の勧告・改善措置の命令

3. 東京都における崩壊防止工事の施行 (法7条～12条)

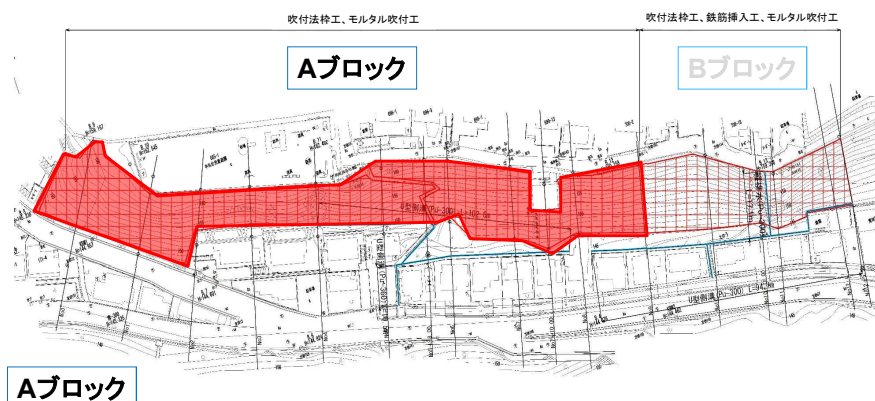
12

対策施設の設置と 工事の進め方について

東京都西多摩建設事務所

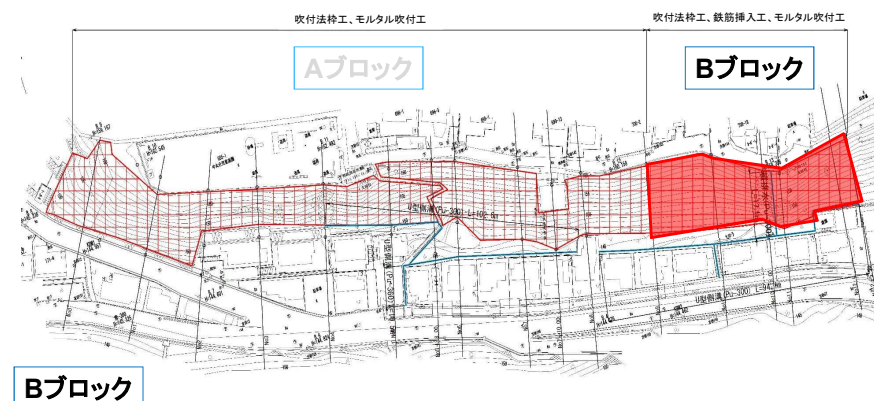
13

● 現地の状況(1)



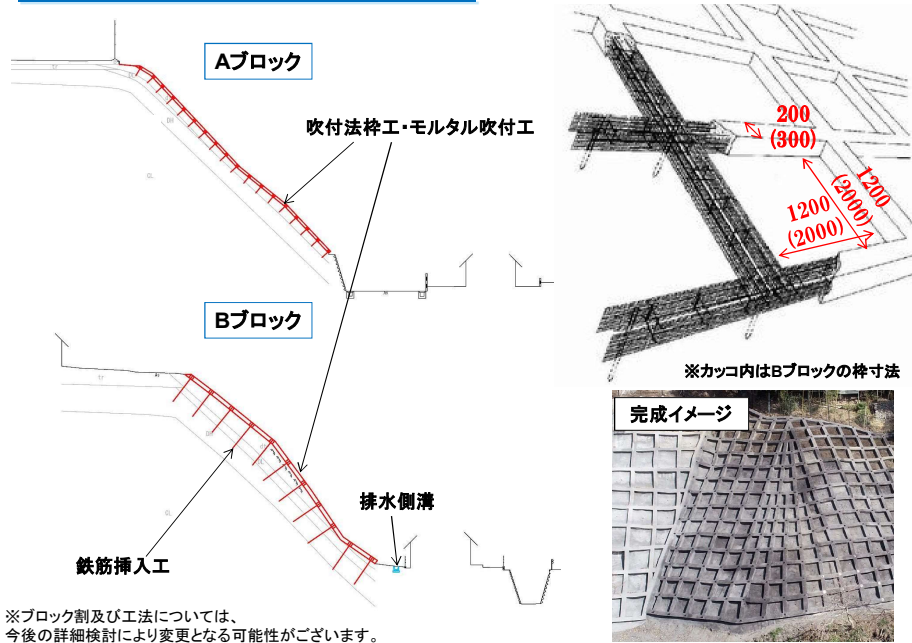
14

● 現地の状況(2)



15

● 対策工法について



青梅市友田町二丁目地区急傾斜地 工事の実施にあたって

- ① 対策工事内容は「吹付法砕工＋鉄筋挿入工」を予定しています。
- ② 斜面上の樹木は対策施設の支障となるため、伐採させて頂きます。また、廃棄物・物置等は所有者の方ご自身で撤去をお願いいたします。
- ③ 東京都で実施できる工事・維持管理の内容は斜面对策工に関わるもののみです。
- ④ 工事施工及び維持管理の際に必要な作業スペース、車両進入路※については無償提供をお願いいたします。
※必要な範囲は検討中のため、個別でご相談に伺います。
- ⑤ ご所有の土地内に排水路を設置させて頂きます。そのルート及び流末先は東京都に一任をお願いいたします。

青梅市友田町二丁目地区急傾斜地 工事完了後について

- ① 工事完了後、維持管理（排水施設清掃、対策施設周辺の草刈り等）については土地所有者もしくは居住者の皆様に実施して頂くようお願いいたします。
（対策施設の維持管理は東京都が行います）
- ② 急傾斜地崩壊危険区域内もしくは周辺に標柱、標識を設置させていただきます。
- ③ ご所有の土地内に施設が施工された地権者の方々には用地測量実施後、「土地使用貸借契約書」を締結していただきます。

● 土地使用貸借契約書について

対策工事が完了したら… ➡ **用地測量を実施して「土地使用貸借契約書」を締結。**

様式です。

土地使用貸借契約書

（土地の引き渡し）
第4条 甲はこの土地を契約の目的に現状のまま乙に引き渡すものとする。
（土地の占有権）
第5条 甲はこの土地の現状を変更したり、新たな施設を設置してはならない。ただし乙の承諾を得た場合はこの限りではない。
（転貸等の禁止）
第6条 甲はこの土地を他人に譲渡し、又は他人に貸付し（担保の目的とする場合はこの承諾を得るものとする）。
（維持管理）
第7条 乙は急傾斜地崩壊防止施設の維持管理にあたるものとし、天災、その他、甲の責に帰し得ない事由により、本施設に破損、毀損が生じた場合は、乙の責任において修繕する。甲は本施設に、破損、毀損が生じていることを発見した場合、乙に速やかに通知するものとする。
（契約費用）
第8条 この契約の締結に必要な費用は、乙の負担とする。
第9条 この契約の各条項の解釈について、疑義が生じたとき、又はこの契約に定めのない事項については、甲乙協議の上定めるものとする。
甲乙は本書を2通作成し、それぞれを捺印のうえ1通を保存する。
令和 年 月 日
甲 **署名・捺印をお願いします。**
乙 東京都 新宿区 西新宿2-8-1
東京都知事 小池百合子

◎契約の際には「実印」での捺印となりますので、別途「印鑑証明書」をご用意ください。

同意書へのご協力の お願いについて

青梅市都市整備部土木課
市民安全部防災課

20

事業要望書兼区域指定及び 工事実施同意書について

①対象は急傾斜地崩壊危険区域の指定予定箇所の
土地所有者の皆様

②署名を頂く方は原則、登記名義人もしくは法定相続人※

※諸般の理由により、上記の方との接触が困難となり署名を頂けない場合は、
書面下部の(※1)以下に記載の方が代理で署名することが可能です。

21

事業要望書兼区域指定及び 工事実施同意書について

【急傾斜地崩壊危険区域指定及び委託・工事に関する内容】

- (1) 急傾斜地崩壊危険区域の指定に伴い行為制限等が発生すること
- (2) 進入路・作業スペース等の確保に必要なスペース等を無償提供すること。
- (3) 事業の支障となる樹木の伐採、剪定及び下草刈りは、都の工事（もしくは委託）中に実施、及び、所有者が明確な廃棄物・物置等は、所有者にて撤去すること。
- (4) 急傾斜地崩壊防止工事における対策工法は東京都にて決定すること。
- (5) 工事着手前までに施設を設置する土地においては、境界の確認をしておくこと。
- (6) 対策工設置箇所の土地所有者は、対策工事後、東京都と土地の無償使用貸借契約を結ぶこと、及び、急傾斜地崩壊危険区域内、もしくは、周辺にて標柱・標識を設置すること。
- (7) 対策工完了後においては、土地所有者や居住者等にて、維持管理（排水施設清掃、樹木の剪定・伐採、草刈り等）を実施すること。
- (8) 斜面下端に設置する排水路のルート及び流れ先は都に一任すること。

【本書の取り扱いに関する内容】

- (1) 登記名義人または代表相続人等の署名者は本書を保管すること。
- (2) 当該地番に借地人や借家人がいる場合は、それらに対する説明を、責任を持って土地の所有者（又は代理人）が行い、了解を得ておくこと。
- (3) 本書類を提出後、土地所有者等が変わる場合は、新しい所有者に確実に引継すること。

登記名義人及び代表相続人の
署名・捺印をお願いします。

22

工事施行同意書について

①対象は対策施設配置箇所及び工事の影響を受けると
考えられる箇所（作業スペース、工事車両進入路）の
土地所有者の皆様

※必要な範囲は検討中のため、個別でご相談に伺います。

②署名を頂く方は原則、登記名義人もしくは法定相続人※

※諸般の理由により、上記の方との接触が困難となり署名を頂けない場合は、
書面下部の(※1)以下に記載の方が代理で署名することが可能です。

なお、施設配置箇所と施工スペース等では代理で署名できる方が大きく異なります。

23

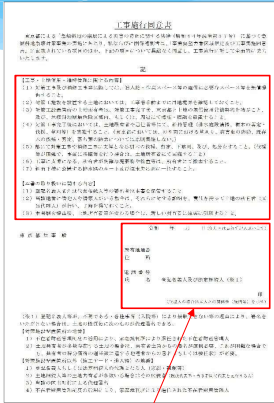
工事施行同意書について

【工事・土地使用・維持管理に関する内容】

- (1) 対策工事及び補修工事等に際しては、進入路・作業スペース等の確保に必要なスペース等を無償提供すること。
- (2) 対策工施設を設置する土地においては、工事着手前までに用地境界を確認しておくこと。
- (3) 対策工施設箇所土地所有者は、対策工事完了後、東京都と土地の無償使用貸借契約を結ぶこと、及び、急傾斜地崩壊危険区域内、もしくは、周辺にて標柱・標識を設置すること。
- (4) 対策工事完了後においては、土地所有者や居住者等にて、維持管理（排水施設清掃、樹木の剪定・伐採、草刈等）を実施すること。（東京都においては、のり面における草刈り、病害虫の防除、既存木の伐採・剪定、落ち葉の除去については原則実施しない。）
- (5) 都にて対策工事や補修工事に支障となる樹木の伐採、剪定、下草刈、及び、処分すること。（伐採等が困難で、事前に移植等を行う場合は、土地所有者にて実施すること）
- (6) 工事に支障になる、所有者が明確な廃棄物や物置等は、所有者にて撤去すること。
- (7) 斜面下端に設置する排水路のルート及び流末先は都に一任すること。

【本書の取り扱いに関する内容】

- (1) 登記名義人または代表相続人等の署名者は本書を保管すること。
- (2) 当該地番に借地人や借家人がいる場合は、それらに対する説明を、責任を持って土地の所有者（又は代理人）が行い、了解を得ておくこと。
- (3) 本書類を提出後、土地所有者等が変わる場合は、新しい所有者に引継ぎすること。



登記名義人及び代表相続人の署名・捺印をお願いします。

青梅市友田町二丁目地区における急傾斜地崩壊対策事業へのご協力をお願い申し上げます。

おわり
ご静聴ありがとうございました。

【問い合わせ先】

◎工事に関する事

東京都西多摩建設事務所 工事第二課 河川設計担当
北浦・金井 電話 0428-22-2740
E-mail: S0200232@section.metro.tokyo.jp

◎同意書に関する事

青梅市都市整備部土木課 福泉・久保田
電話 0428-22-1111(内線:2588,2561)
市民安全部防災課 茂木・小野里
電話0428-22-1111(内線:2504,2503)

官公庁が発信している防災情報

●東京都水防災総合情報システム (東京都河川部)

スマートフォン版 PC版 軽量版



●東京都水防チャンネルYouTube (東京都河川部)



●気象庁



●防災マップ (青梅市)

